

平成 28 年 度

文化観光情報発信拠点活用事業
評価報告書

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

目 次

I 評価の目的	1
II 評価の概要	2
III 評価事業の概要	3
IV 評価結果	5
(参考資料1) 事業評価に関する要綱	9
(参考資料2) 評価委員会委員名簿	11
(参考資料3) 評価委員会開催実績	12

I 評価の目的

東京国道事務所では、新宿駅南口地区において一般国道20号の架け替えと交通結節点の整備、地下歩道の整備により、新宿駅南口前を中心とした「人」優先の安全・安心で快適な歩行者空間を創出すべく新宿駅南口地区基盤整備事業を推進してきました。

この南口基盤整備事業に際して、まちのにぎわい創出や地域の活性化等を目指して、新宿区（以下、区とする）・一般社団法人新宿観光振興協会（以下、協会とする）・事業協力者（以下、事業者とする）により、文化観光情報発信拠点として観光案内所及びイベントスペースが整備されました。国道20号高架下という公共的空間の活用について事業評価を行い、適正な運用、業務改善及びサービス向上を図ることを目的としています。

今回は、事業者が実施した平成28年度の事業実績（イベントスペース及び案内所付帯設備の運営、事業収益による地域貢献及び収益還元に関する事業）に対する事業評価を実施いたしました。

（参考）経緯

平成27年 2月23日	区が公開型プロポーザル方式により事業者募集
平成27年 4月27日	区によるプロポーザル審査会実施
平成27年 5月 8日	事業者が株式会社ルミネに決定
平成28年12月 9日	イベントスペース（飲食店 サナギ新宿）オープン
平成28年12月10日	新宿観光案内所オープン

Ⅱ 評価の概要

評価は、「文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱」に基づき行いました。

1 評価者

文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会

2 評価委員会の構成

有識者	2名
会計士	1名
区	2名
協会理事	2名
合計	7名

3 評価項目

- (1) 事業運営に係わること
- (2) 会計管理に係わること
- (3) 公共貢献に係わること
- (4) 収益還元に係わること

4 評価対象

事業者から提出された事業実績報告書に基づき、現場確認・事業者からの説明を行い、質疑応答により評価を行いました。

5 評価方法

評価項目についてそれぞれに項目を設けて、各評価委員が評価基準により評価を行い、各委員が総合評価として付した点数の平均値に基づき全体評価を決定しました。

Ⅲ 評価事業の概要

- 1 事業名称 文化観光情報発信拠点活用事業
- 2 事業者 株式会社ルミネ
- 3 内容

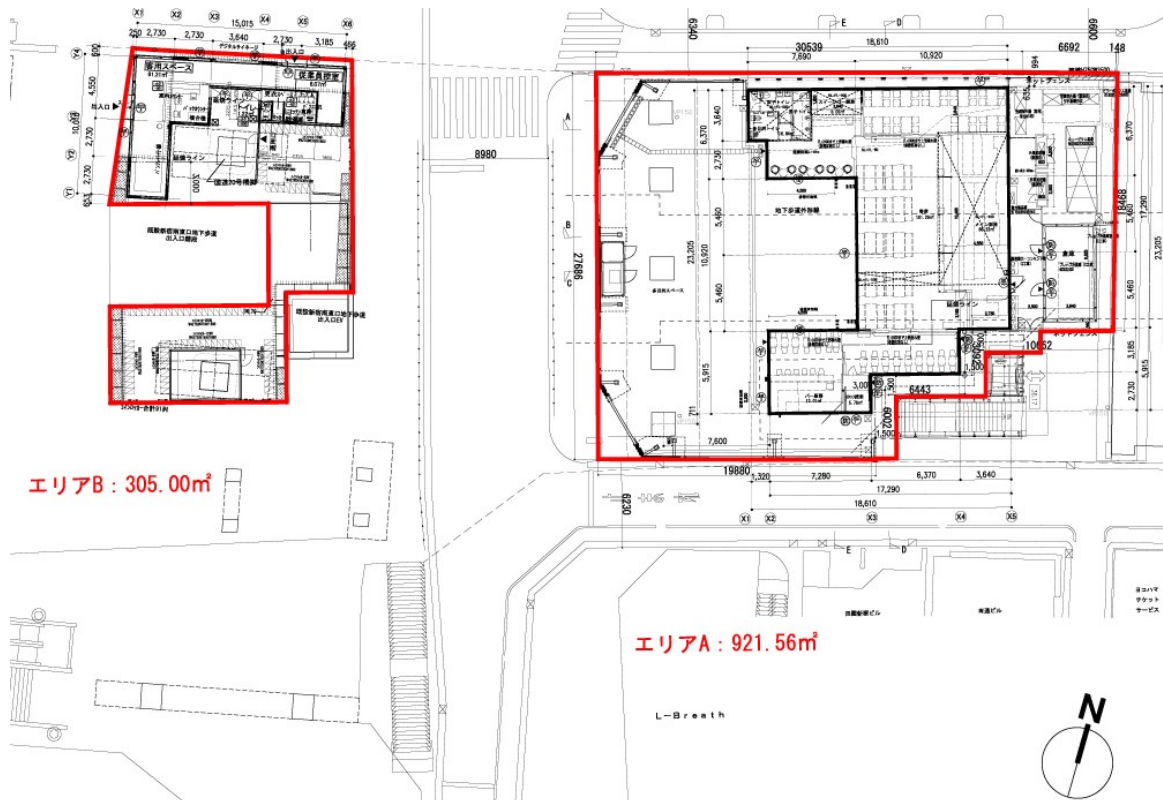
(1) エリアA

- ①所在地 東京都新宿区新宿三丁目35番6号
- ②内容 イベントスペース(飲食店 サナギ新宿)
- ③規模 921.56㎡
- ④営業時間 11:00～23:30

(2) エリアB

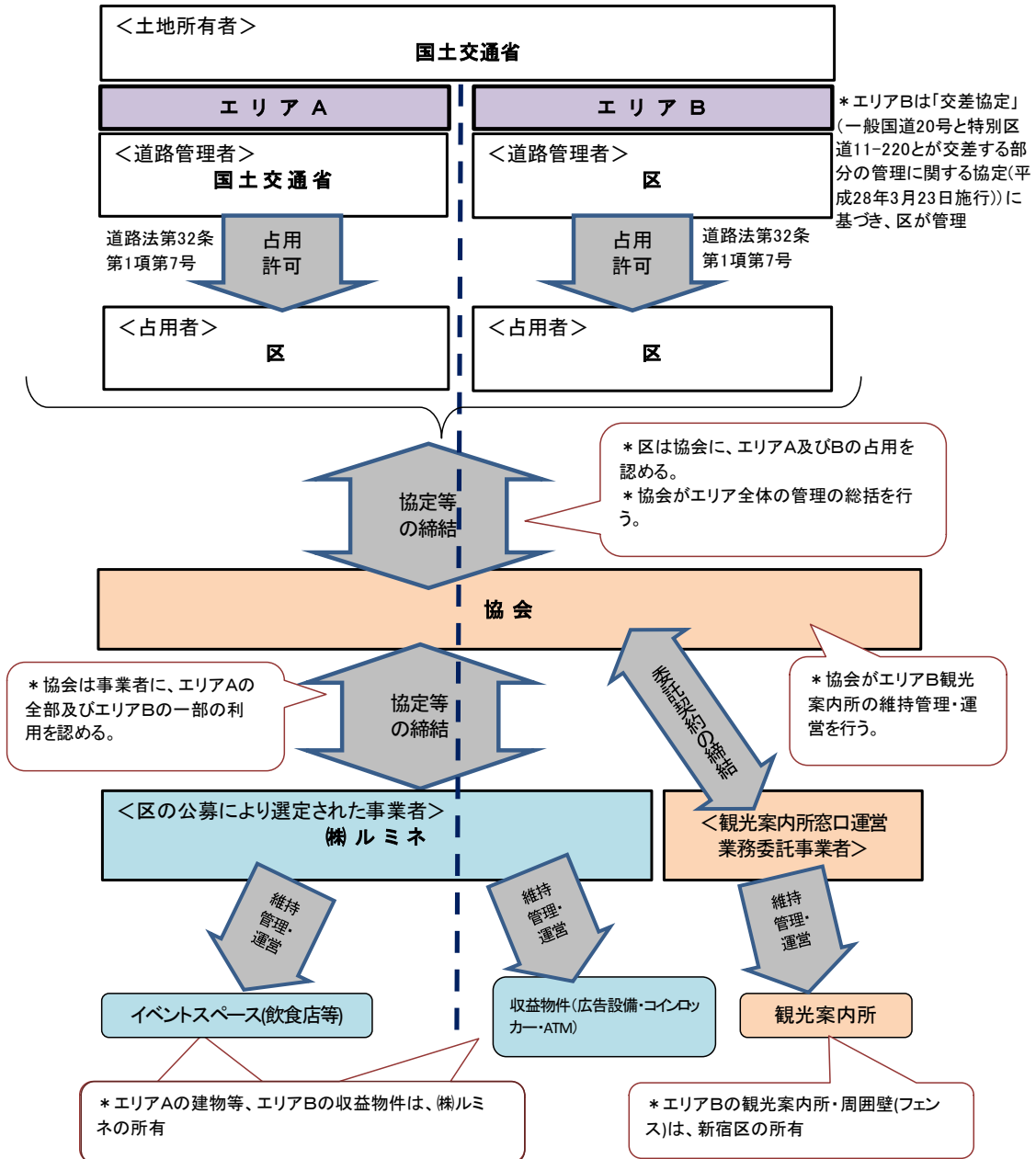
- ①所在地 東京都新宿区新宿三丁目37番2号
- ②内容 観光案内所付帯設備(コインロッカー、ATM、サイネージ)
- ③規模 コインロッカー、ATM占有面積94㎡ (エリアB全体305.00㎡)

4 全体図



5 事業スキーム

一般国道20号高架下 文化観光情報発信拠点整備・活用事業スキーム図



IV 評価結果

1 評価結果

評 価 項 目		評価 (平均)
1	事業運営に係わること	3.0
2	会計管理に係わること	2.7
3	公共貢献に係わること	3.5
4	収益還元に係わること	
総 合 評 価		3.0
全 体 評 価		適当

2 評価の見方

(1) 個別評価・総合評価

- 5：優良 求められる水準を超えて良好であり、特に評価できる点がある。
4：良 求められる水準を超えて良好である。
3：適当 求められる水準を満たしている。
2：不足 求められる水準を満たしていない。
1：要改善 求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

(2) 全体評価 「総合評価」欄の数値を下記基準により全体評価として記載

- 4.5以上 優良
3.5以上4.5未満 良
2.5以上3.5未満 適当
1.5以上2.5未満 不足
1.5未満 要改善

3 総評

平成28年度の事業実績は、各評価委員の総合評価の平均値が「3.0」となり、全体評価として「適当」と評価しました。全体評価から判断して、事業者は適切に事業を実施していると評価します。

今回は、開業してから4ヶ月という期間の評価であり、文化観光情報発信拠点として魅力的なものにしていくためには、区・協会等の関係機関と連携・協力をし、効果的な活用をしていく必要があります。今後、更なる効果をあげていくために、下記のとおり意見を付します。

4 評価所見及び今後に向けて

(1) 事業運営

①評価所見

事業全体としては一定程度の水準を満たしています。

②今後に向けて

イベントスペース及びサイネージの活用については十分とは言えず、効果的な運用方法の検討や営業強化などにより、より一層の活用が望まれます。また、提出資料については、実績等を理解しやすい資料により報告することが必要です。

(2) 会計管理

①評価所見

求められる水準を満たしています。

②今後に向けて

当初計画と実績との間に差異があります。今回は4ヶ月の実績であることから、実績を踏まえた収支計画を立てることが必要です。

(3) 公共貢献

①評価所見

事業者と区が協議して定めた周辺清掃及び周辺警備については範囲を広げて実施し、求められた水準以上の取組みが認められます。

②今後に向けて

全体の収支状況を踏まえて、区と協議の上、効率的に取り組んでいくことが

必要です。

(4) 収益還元

初年度の事業開始から短期間での実績のため収益が生じていないことから、今回は評価を実施しません。

5 評価項目および各委員の平均点

項目		具体評価項目	各委員の平均点
事業運営	目的	本事業の目的を理解し、目的の実現に向けて取り組みを進めていたか。	3.7
		区全体の文化観光振興への貢献、周辺のまちの活性化につながる取り組みをしたか。	3.3
	利用者等の意見	利用者や地域などの要望を把握し、適切に対応しているか。	3.0
		苦情・トラブルに対し、適切・迅速に対応しているか。	3.5
	イベントスペース	にぎわいを創出するイベントを効果的に実施することができたか。	2.7
		イベント実施にあたって、必要に応じて関係機関等と協議して対応したか。	2.7
		イベント実施により、収益を確保することができたか。	2.3
		法令遵守した上で安全な状況を保ち、維持・管理することができたか。	2.8
	飲食	多くの集客によりにぎわいを創出し、売上を高めて収益を確保することができたか。	3.5
	サイネージ	効果的な広告を放映し、売上を高めて収益を確保することができたか。	2.0
	コインロッカー・ATM・外貨両替	適正な管理を行い、利用者への利便性を高めて、収益を確保することができたか。	3.8
事業運営			3.0
会計管理		収支計画に基づき、適正に運営されているか。	2.7
		適正な会計管理・会計報告等をおこなっているか。	2.7
	会計管理		
公共貢献		公共貢献として、周辺道路の清掃を実施したか。	4.0
		橋梁の点検など、必要な措置を実施したか。	3.7
		上記以外に、公共貢献に関する取り組みを実施したか。 (取り組みが無かった場合は、評価点を付与しないこと)	3.5
	公共貢献		
収益還元		収益還元を実施して、効果的な成果を出せたか。	
		上記以外に、収益還元に関する取り組みを実施したか。 (取り組みが無かった場合は、評価点を付与しないこと)	
	収益還元		
総合評価点			3.0

- 5 優良 求められる水準を超えて良好であり、特に評価できる点がある。
 4 良 求められる水準を超えて良好である。
 3 適当 求められる水準を満たしている。
 2 不足 求められる水準を満たしていない。
 1 要改善 求められる水準を満たしておらず、改善を要する。

(参考資料 1)

文化観光情報発信拠点活用の事業評価に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、「一般国道 20 号高架下 文化観光情報発信拠点整備・活用事業の占用方式等に関する協定書」に基づき、文化観光情報発信拠点活用に係わる事業の評価（以下、「事業評価」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(評価委員会の設置)

第 2 条 一般社団法人新宿観光振興協会（以下、「協会」という。）は、事業評価を行うため、「文化観光情報発信拠点活用事業評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置は年度ごととする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員 7 人をもって組織する。

- (1) 有識者 2 名
- (2) 会計士 1 名
- (3) 新宿区 2 名
- (4) 協会理事 2 名

2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は有識者の職にある者とする。

3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、所定の評価業務が終了した日までとする。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上の委員の出席がなければ委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(評価の基準)

第6条 次に掲げる項目について、別に定める評価の基準により行うものとする。

- (1) 事業運営に係わること
- (2) 会計管理に係わること
- (3) 公共貢献に係わること
- (4) 収益還元に係わること

(評価方法)

第7条 委員会は、前条の評価を次のとおり行う。

- (1) 事業者が提出した事業実施報告書による評価
- (2) 事業者に対するヒアリングによる評価

(評価対象)

第8条 委員会が行う評価の対象は、当該年度の前年度に実施した業務とする。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、協会が処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

(参考資料2) 評価委員会委員名簿

	分野	所属	氏名
1	有識者 (委員長)	早稲田大学理工学術院 教授	中川 義英
2	有識者 (副委員長)	株式会社小田急ハウジング 取締役社長	菅原 康洋
3	会計士	日本公認会計士協会東京会 新宿会 会長 公認会計士	亀岡 保夫
4	新宿区	新宿区文化観光産業部長	村上 道明
5	新宿区	新宿区みどり土木部長	田中 孝光
6	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会理事 新宿大通商店街理事長	竹之内 勉
7	新宿観光振興協会	新宿観光振興協会専務理事 株式会社三越伊勢丹	古川 哲也

(参考資料3) 評価委員会開催実績

1 日時

平成29年7月19日(水)

2 開催場所

文化観光情報発信拠点及び新宿区役所6階第三委員会室

3 出席者

中川委員長、菅原副委員長、亀岡委員、村上委員、田中委員、古川委員

※委員1名(竹之内委員)欠席のため、委員6名にて実施

事業者(事業説明及び質疑応答のため8名)

事務局・関係者(6名)

4 内容

(1) 開会

(2) 委員・出席者紹介

(3) 評価概要説明

(4) 施設見学

(5) 事業者による実績報告

(6) 事業説明に関する質疑応答

(7) 評価にもとづく意見交換

(8) 評価内容まとめ